

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成26年12月16日

提 出 者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 七 海 喜久雄

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書

被災地の復興はまだ途上にあり、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律に基づく法律相談援助等の需要は、東日本大震災及び原発事故の発生から3年を経ても、未だ大きいといえる。

むしろ、今後、仮設住宅からの退去、新居への移転を進めていく中で、換地や補償に関する法的問題、その前提となる相続、住宅ローン問題なども多く発生するものと思われ、また、原発事故による賠償問題は、区域の見直しによる損害賠償打ち切りを契機とする訴訟化、区域外避難者による損害賠償請求、逸失利益又は各種不動産に関する損害賠償請求等、さらに増加するものと思われる。

ところが、同法附則第3条第1項では「この法律は、この法律の施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失う。」とあり、現行法のままでは、2015年（平成27年）3月31日に同法は効力を失い、被災者又は被害者は同法に基づく法律相談援助等を受けることができなくなってしまう。

その後は、一般の民事法律扶助制度で対応することになるが、本来は民事法律扶助の被援助者であるはずの者が、受給した被災者生活支援金、義援金、建物損害保険金、原子力損害賠償金等の残りを預貯金として保有しているがために、資力要件を満たさないとして民事法律扶助を受けられなくなるおそれがある。

これでは、東日本大震災及び原発事故の後の混乱から、本格的に復興に向かっていかなければならない被災者又は被害者の生活再建に水を差すことになりかねない。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を、さらに延長する立法措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

郡 山 市 議 会